

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成20年5月30日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「**(仮称)高津区千年集合住宅計画」に係る条例環境影響評価準備書の写し**の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	株式会社ノエル 川崎市高津区二子五丁目1番1号 代表取締役社長 金古 政利
	指定開発行為の名称	(仮称)高津区千年集合住宅計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市高津区千年1,249番1ほか (区域面積:8,910.51㎡)
	指定開発行為の目的	集合住宅の新設
	指定開発行為の内容	区域面積:8,910.51㎡ 計画人口:613人、計画戸数:204戸 建物高さ:19.99m 延べ面積:18,051.00㎡
	指定開発行為の施行期間	平成21年2月~平成23年1月(予定)
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成20年5月30日(金)から 平成20年7月14日(月)まで (土曜日、日曜日等閉庁日は除く。ただし、高津区役所 では第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。) 時間:午前8時30分から午後5時00分まで
	縦覧場所	高津区役所、橘出張所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	 ・縦覧の条例準備書(写し)について、環境の保全の見地から 御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出すること ができます。 ・提出された意見書は個人情報を伏せてその写しを指定開発行 為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成20年7月14日 (郵送の場合は、平成20年7月14日消印有効) 意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm